

府営公園の管理運営制度について

対象受検機関：都市整備部公園課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項
1 府営公園における管理運営制度の概要 - 府では、平成18年度から府営全18公園において指定管理者制度を導入し、都市公園法の改正（平成29年6月施行）等を受け、民間ノウハウをより積極的に活用して利用者サービスの向上や公園の魅力向上を図るため、公園の特性に応じてソフト充実型指定管理（以下「ソフト充実型」という。）、PMO型指定管理（以下「PMO型」という。）に加えてP-PFI型施設整備（以下「P-PFI型」という。）といった3種類の管理運営制度を導入しており、各制度の概要は次のとおり。 ＜ソフト充実型＞ 公園全体の維持管理・運営を5年間の指定期間で実施する制度で、民間事業者の創意工夫により利用者サービスの充実や管理運営の効率化を図る制度。 ＜PMO型＞ 公園全体の維持管理・運営に加え、民間事業者が自ら投資して飲食施設や宿泊施設等の魅力向上施設を整備・運営し、20年間の長期事業期間の中で公園の魅力向上を図る制度。 ＜P-PFI型＞ 公園の一部区域において民間事業者が便益施設等を整備・運営するとともに、その周辺の公園施設の維持管理を行う制度。 - 上記3類型以外の管理運営の手法として、久宝寺緑地ではPFI事業を導入している。当該事業では老朽化した府所有施設であるプールをPFI手法で再整備することに併せて、プールを含めた公園全域の管理を指定管理者制度により実施している（事業期間20年）。 - 令和8年4月1日現在、府内18公園のうち、ソフト充実型は住吉公園など14公園、PMO型は服部緑地など3公園、PFI事業は久宝寺緑地の1公園で導入・運用されている。なお、住吉公園では一部区域においてP-PFI型を導入している。 - ソフト充実型、PMO型及び久宝寺緑地のPFI事業の業務には、以下のとおり指定管理業務と自主事業（PMO型及びPFI事業は魅力向上事業）がある。 ＜指定管理業務＞ 公園全体の維持及び運営等に係る包括的な管理を行うもの。 ＜自主事業＞ 公園全体の管理運営を担う事業者が、自らの責任と費用負担により、公園の魅力向上や利用者サービスの向上のために実施するもの。なお、PMO型及びPFI事業の自主事業は、「魅力向上事業」と称している。 2 公園維持管理・運営に係る状況等について - 府営公園全体の来園者数は増加傾向にあり、令和7年度の実来園者は年間2,800万人を超え、過去最高水準となっている。 - 府営公園では、公園内施設やサービス全般に関する利用者の評価や満足度を把握するため、アンケート調査を毎年度実施しており、ほぼ全ての公園において全体的な満足度は高い水準を維持している。 - 当該調査は、府営公園管理要領において「府が設定するアンケート」または「指定管理者独自のアンケート」として規定されており、調査結果を各公園の所管土木事務所に報告することとなっている。 - 府が設定するアンケートは、指定管理者と当該公園の所管土木事務所がアンケート内容を調整の上で毎年度実施されている。項目設定は、全公園共通の設問を公園課から土木事務所に示した上で、各公園の実情に応じて独自設問を追加できる仕組みとなっている。 - 令和7年度に実施した、府が設定するアンケートにおいて、独自設問を追加していた公園は、住吉公園（1問）、大泉緑地（3問）の2公園であった。	府では、利用者サービスの向上や公園の魅力向上を目的として、多様な管理運営制度を導入している。特にPMO型等では、指定管理者によるカフェ、宿泊施設、運動施設等の整備・運営や各種イベントの実施など、公園ごとに特色ある取組が進められており、今後はその適用拡大も予定されている。 一方、府営公園管理要領では、府が設定するアンケートで公園独自の項目追加や指定管理者独自のアンケートの実施を可能としているが、現時点でPMO型3公園を含む12公園では実施されていない。	府が設定するアンケートへの公園独自の項目追加や指定管理者独自のアンケートの実施を促進し、公園ごとの特色ある取組に対する利用者の声の把握に努められたい。その上で、特色ある取組の効果を適切に検証し、管理運営の改善や更なる魅力向上につなげられたい。

・指定管理者独自のアンケートは指定管理者の努力義務とされており、令和7年度は、箕面公園（昆虫館について）や久宝寺緑地（シャクヤク園について）など、4公園において実施されていた。 3 事業期間が長期にわたる公園における財務状況の把握について ・指定管理者は毎年度、事業の年度計画を示した事業実施計画書を作成しており、年度終了後、指定管理業務と自主事業（PMO型及びPFI事業は魅力向上事業）に分けて収支報告を行っている。 ・魅力向上事業の収支状況については、当該事業で得た収益（複数の魅力向上事業を実施する場合は、各事業単位ではなく、全事業の収入及び支出を合算した収支の純額による収益）の一部を府に還元（納付）する制度としているため、提出を受けた収支報告書に基づき、年度単位で収支状況を確認している。 ・収支報告書は、府から様式を示しており、記載方法等の詳細は、実情に応じて指定管理者が土木事務所と協議して決めている。 ・魅力向上事業においては、各構成企業単位で事業を展開することが多いことから、事業ごとの収支報告に営業外損益や特別損益を計上することとし、魅力向上事業全体の収支報告には営業外損益と特別損益を含めた額を事業単位で記載している。 ・年度単位の収支報告に加え、所管土木事務所による概ね2か月に1回の業務履行状況の確認において、2か月単位（年6回）の収支報告書の提出を受けている。 ・外部有識者により構成される大阪府都市公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、単年度の指定管理業務及び自主事業を対象として評価及び点検を実施している。当該委員会では、府営公園における管理運営の収支状況及び指定管理者の財務状況も確認している。 ・府は、毎年度の事業実施計画書の収支計画について、選定時に提出を受けた長期計画書（20年）及び中期計画書（5年）との整合性を確認している。また、2か月単位の収支報告書については、毎年度の事業実施計画書との整合性を確認するとともに、事業実施計画及び収支計画と照らし合わせて計画どおり進んでいるか、無理な計画になっていないかなどを確認している。 ・事業期間が長期にわたる公園については、5年ごとに中間評価を実施し、必要に応じて事業計画や委託料の見直しを検討することで、長期的な事業継続性の確保に努めている。 ・PMO型3公園のうち服部緑地、浜寺公園、PFI事業の久宝寺緑地では、PMO型又はPFI事業の導入後の指定管理業務の収支状況について、長期計画書及び中期計画書並びに毎年度の事業実施計画書の収支計画と、収支実績に乖離があった。これらを含め、事業期間が長期にわたる公園の収支実績については、長期計画書及び中期計画書の収支計画との乖離額の把握及びその要因分析が行われている。当該乖離が将来的な収支悪化やサービス水準の低下、事業継続への支障につながるおそれについては、令和8年度の中間評価で指定管理者の自己評価や取組状況、改善状況を確認し、評価委員会の指摘・助言も踏まえて、府が評価する予定。さらに、その結果を基に指定管理者と対応方策を協議し、改善につなげることとしている。 4 次期公募の状況について ・府は、各公園における新たな管理運営制度の導入の可能性や事業条件等について、民間事業者の意見を把握し、次期公募における募集要項の検討に資するため、サウンディング型市場調査を実施している。 ・同調査では、飲食施設や教養施設、宿泊施設等の大規模投資を伴う民間施設設置を中心にした提案があり、外部有識者からの意見を踏まえて、次期公募における管理運営制度の類型を判断している。 ・令和8年度及び令和9年度公募予定の13公園（いずれの公園も現行はソフト充実型）のうち、大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園の3公園においては、新たにPMO型を導入することとなっている。		
---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和8年8月6日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）